

尼崎市立下坂部小学校建替整備事業
要求水準書

尼 崎 市

令和 7 年 4 月 11 日

目次

第 1	総則	1
1	本事業の目的	1
	(1) 本事業の目的	1
	(2) 市が事業者に対して特に期待すること	1
2	本事業の概要	3
	(1) 事業の対象となる施設	3
	(2) 事業方式	3
	(3) 事業の対象範囲	3
	(4) 事業スケジュール（予定）	4
3	用語の定義	4
4	遵守すべき法制度等	5
	【法令】	5
	【県・市の条例】	6
	【要綱、基準等】	6
5	事業予定地の諸条件	7
	(1) 立地条件	7
	(2) 敷地条件	9
	(3) 埋蔵文化財包蔵地における発掘調査	10
	(4) 整備対象施設の概要	10
	(5) 既存施設の概要	13
6	要求水準の変更	13
	(1) 要求水準の変更事由	13
	(2) 要求水準の変更手続き	13
7	本要求水準に記載のない事項	13
第 2	設計業務	14
1	調査・設計業務における基本的な考え方	14
	(1) 意匠計画の考え方	14
	(2) 構造計画の考え方	18
	(3) 設備計画の考え方	19
	(4) 防災安全計画の考え方	24
	(5) 什器・備品計画の考え方	25
2	設計業務実施に係る要求内容	26
	(1) 業務の対象範囲	26
	(2) 業務期間	27
	(3) 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理	27
	(4) 設計計画書及び設計業務完了届の提出	27
	(5) 各種申請業務	27
	(6) 基本設計及び実施設計に係る書類の提出	27

	(7) 設計業務に係る留意事項	29
	(8) 設計変更について	29
第3	建設・工事監理業務	30
1	建設・工事監理業務に係る要求内容	30
	(1) 業務の対象範囲	30
	(2) 業務期間	30
	(3) 業務期間の変更	30
	(4) 建設・工事監理業務における基本的な考え方	30
	(5) 工事計画策定に当たり留意すべき項目	30
	(6) 工事保険等	31
	(7) 着工前業務	32
	(8) 建設期間中の業務	33
	(9) 完成時業務	36

添付資料

- 添付資料 1 用語の定義
- 添付資料 2 事業予定地位置図
- 添付資料 3 事業予定地周辺道路現況図
- 添付資料 4 事業予定地ボーリング柱状図及び既存校舎杭伏図
- 添付資料 5 尼崎市立下坂部小学校施設台帳
- 添付資料 6 設計業務対象施設に係る要件
- 添付資料 7 必要諸室の諸元表
- 添付資料 8 厨房機器・備品リスト（参考仕様）
- 添付資料 9 移設対象物位置図
- 添付資料 10 尼崎市学校トイレ標準プラン
- 添付資料 11 必要諸室に少なくとも接続する電気負荷
- 添付資料 12 埋蔵文化財発掘調査対象範囲図
- 添付資料 13 大型車両搬入出経路想定軌跡図

配布資料

- 配布資料 1 事業予定地敷地測量図
- 配布資料 2 既存施設図面
- 配布資料 3 既存校舎アスベスト含有分析調査業務委託報告書
- 配布資料 4 尼崎市小学校施設整備指針
- 配布資料 5 尼崎市立下坂部小学校敷地内地質調査報告書

第1 総則

尼崎市立下坂部小学校建替整備事業要求水準書（以下、「要求水準書」という。）は、尼崎市立下坂部小学校建替整備事業（以下、「本事業」という。）の実施に当たり、尼崎市（以下、「市」という。）が、本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）に要求する施設の設計及び建設・工事監理業務に関するサービス水準を示すものである。

なお、事業の持つ特性である事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力等を最大限に活用するため、各要求水準については、基本的な考え方のみを示すにとどめ、本事業の目的を達成する具体的な方法、手段等は、事業者の発想に委ねることとする。

1 本事業の目的

（1）本事業の目的

市では、昭和 30 年代後半から昭和 50 年代にかけての児童生徒急増期に建設した校舎が多く、学校施設の老朽化が進んでいることから、今後、学校施設の更新及び修繕等に莫大な経費が必要になることが見込まれている。そのことを踏まえ、市では、「尼崎市学校施設マネジメント計画」（令和 3 年 3 月）及び「尼崎市学校施設マネジメント計画（実施計画）」（令和 5 年 1 月）を策定した。また、これらの計画に基づき、学校施設の維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を実現し、さらに、児童等の安全や、良好な教育環境の確保を図ることを目的に学校施設の建替え等を進めている。

本事業は、尼崎市立下坂部小学校（以下、「下坂部小学校」という。）の建替に際して安心安全で快適な学習環境を備えた学校施設を整備・創出するため、設計・施工を一括で発注する DB 方式により実施することで、民間企業のノウハウ・経営能力・創意工夫等を活用するとともに、コスト縮減を図り市の財政負担の軽減を図ることを目的とする。

（2）市が事業者に対して特に期待すること

文部科学省では、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方及び推進方策について、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議にて議論し、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）」を取りまとめている。

また、尼崎市教育振興基本計画（令和 2 年 3 月策定）では、教育は未来への先行投資であるという認識を共有し、「未来志向の教育」「個の尊厳や人権の尊重」「家庭・地域社会との連携（子どもの視点に立った教育）」の 3 つの柱を教育の基本方針としている。

本事業は、これらの報告結果や基本方針を前提としつつ、事業者に対し、以下の事項を特に期待する。

① 新しい時代の学びに対応した学習空間の整備

ICT（ひとり一台端末）を活用した多様な学習・活動を展開できるゆとりある学習空間を整備し、学校施設全体を学習に利用することができるネットワーク環境を構築した施設整備を期待する。

また、学校施設全体を学びの場として捉えるとともに、多様なニーズに応じた学習活動を展開できるよう、多目的スペースや半屋外空間を充実させ、諸室間及び共有部との連続性・一体性を考慮した施設整備を期待する。

② 多様な教育的ニーズへの対応

児童の個別の事情や特徴に合わせたバリアフリー化の推進やインクルーシブな対応が可能な施設整備を期待する。また、特別支援教育や不登校児童への対応に際して求められる施設環境の確保に柔軟に対応できる施設整備を期待する。

さらに、多様化する教育内容への対応や児童数の減少を見据えた機能性・柔軟性の高い施設整備を期待する。

③ 地域コミュニティや生涯学習の場としての学校施設の整備

児童が地域や社会との交流の中で、様々な人や社会の課題と向き合う「外との学び」を推進するため、地域コミュニティスペースの整備や一部諸室の地域開放を行うことで、学校と地域が連携・協働していくための共創空間を有する施設整備を期待する。

④ 安全・安心な施設環境の確保

放課後の児童の居場所として児童ホームやこどもクラブを校舎と一体的に整備するほか、生涯学習や様々な地域活動の場として学校施設を複合・共用化するにあたり、各室の配置計画、セキュリティライン、共同で利用する際の警備のあり方や管理方法等を十分考慮し、施設相互の安全性や利便性を確保した施設整備を期待する。

また、災害時の避難場所としての役割も担うため、防災機能の強化や施設のバリアフリー化を図り、災害時の利用者（災害時要配慮者を含む）にとっても優しい施設整備を期待する。

⑤ 教職員が働きやすい職場環境の整備

学校施設は教職員が働く場所でもあるため、より効果的・効率的に授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができるように執務環境としてふさわしい機能を確保する。また、パフォーマンスを最大化することができる機能性や居住性等をもった執務空間を備えることで、学校における働き方改革を実現し、教職員の職場環境の改善に取り組める施設整備を期待する。

⑥ 脱炭素社会の実現を目指した学校施設整備

脱炭素社会の実現に向けて、市が定める「尼崎市気候非常事態行動宣言」を踏まえ、その取組みを推進するため、「ZEB-Ready」以上の省エネ性能を備えた施設整備とするなど、環境負荷の低減や自然との共生を考慮し地球環境に配慮した施設整備を期待する。

また、児童や教職員にとって快適で健やかな環境を生み出すことを目的に、「尼崎市公共建築物における木材利用促進に関する方針」に基づき、共用部等の内装の木質化を図った施設整備を期待する。

⑦ 将来の小学校のあり方を見据えた適切な学校施設の整備

将来の児童数や地域開放等による学校施設の地域拠点化を想定した適正な学校規模及び施設機能を有した施設整備を期待する。

また、将来的に児童数及び学級数が減少しても学年のまとまりが確保でき、かつ、将来的な施設の転用等による施設の用途変更や設備更新を行う際に施設運営への影響が最小限となるような柔軟な変化に対応できる施設整備を期待する。

⑧ ライフサイクルコストの縮減

建設時の初期費用を抑えるだけでなく、開校後の運営における光熱費の縮減や、施設の維持管理におけるメンテナンス・設備更新のしやすさに配慮し、ライフサイクルコストの縮減を意識した施設整備を期待する。

⑨ 地域への興味を育む施設整備

地域の歴史や特徴、建替前の小学校の沿革に関する資料等の展示スペースを整備するなど、児童が地域や学校の歴史・文化に対して興味を育むことができる施設整備を期待する。

2 本事業の概要

(1) 事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、以下に掲げる施設（以下、これらを総称して「本施設」という。）とし、現下坂部小学校の敷地内（以下、「事業予定地」という。）に整備する。

- ① 下坂部小学校の新校舎（以下、「新校舎」という。）
- ② 体育館（アリーナ、舞台、体育館倉庫、その他諸室）
- ③ 給食室
- ④ グラウンド（体育倉庫、ナイター照明、防球フェンス、遊具）
- ⑤ 屋外付帯施設（ゴミ置き場、危険物倉庫）
- ⑥ グリーンワールド（畑、緑地）
- ⑦ 外構（駐輪場、駐車スペース、植栽、防砂ネット、フェンス等）
- ⑧ 児童ホーム
- ⑨ こどもクラブ

(2) 事業方式

本事業は、公募型プロポーザルにより選定された事業者が市の所有となる本施設の設計、建設及び工事監理の各業務を一括して受託する DB 方式により実施する。

(3) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

① 設計業務

設計業務で想定される事業範囲は、次のとおりとする。

- ア 事前調査業務（市の提供する資料では不足する場合、事業者の判断により、現況測量、地質調査等を行う。）
- イ 本施設の設計業務（解体設計を含む。）
- ウ 什器・備品計画業務
- エ 近隣対応業務
- オ 電波障害調査業務

- カ 各種申請等の業務
- キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 建設・工事監理業務

建設・工事監理業務で想定される事業範囲は、次のとおりとする。

- ア 建設業務
- イ 工事監理業務
- ウ 既存校舎等の解体・撤去業務（アスベスト対策を含む。）
- エ 施設利用者（児童等）への安全対策業務
- オ 近隣対応・対策業務（近隣家屋影響調査を含む。）
- カ 電波障害対策業務
- キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

（４）事業スケジュール（予定）

本事業の事業スケジュールを以下に示す。

事業スケジュール（予定）

工事（設計・施工一括）請負契約締結	令和８年３月
基本設計・実施設計	令和８年４月～令和９年３月末日
プール解体及びゴミ置き場移設	令和８年７月～令和８年１１月末日
給食棟、体育館及び渡り廊下の解体	令和９年１月～令和１０年９月末日
本施設の建設	令和９年４月～令和１２年８月末日
引越期間	施設引渡し日～令和１２年９月
本施設の供用開始日	令和１２年１０月
既存施設解体・撤去整備	令和１２年１０月～令和１３年５月末日
外構グラウンド整備（プール建設なし）	令和１３年６月～令和１３年９月末日

- ※ 本施設の整備、引渡しについては上記の日程までに完了することを必須とする。ただし、学校運営に支障がない場合に限り、新校舎や体育館等の一部施設を段階的に供用開始することも認める。
- ※ 本施設建設期間には、埋蔵文化財発掘調査の期間を含む。
- ※ 上記の工期については、市の想定であり、工期短縮の提案を期待する。ただし、工期中も下坂部小学校の校舎や体育館は授業等で利用することから、解体については、新校舎や体育館の供用開始後とすること。
- ※ 工期の提案は受けるが、予定している国庫補助事業による着手可能な時期との調整が必要なため、設計段階において市と詳細をよく協議すること。

３ 用語の定義

要求水準書中において使用する用語の定義は、本文中において特に明示されたものを除き、「添付資料１ 用語の定義」において示すとおりとする。

4 遵守すべき法制度等

本事業を実施するに当たって、事業者は関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む。）、条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、準備すること。

なお、以下に本事業に関する主な関係法令等を示すが、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

【法令】

- ア 地方自治法
- イ 建築基準法
- ウ 都市計画法
- エ 景観法、屋外広告物法
- オ 消防法、災害対策基本法
- カ 道路法、道路構造令、道路交通法、駐車場法
- キ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ク 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）
- ケ 学校教育法、学校保健安全法
- コ 教育基本法、社会教育法
- サ 子ども・子育て支援法、児童福祉法
- シ 学校図書館法
- ス 学校給食法、食育基本法、食品安全基本法、食品衛生法、食品循環資源の再利用等の促進に関する法律
- セ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ソ 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律
- タ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- チ 文化財保護法
- ツ 健康増進法
- テ 環境基本法
- ト 水道法、下水道法、ガス事業法
- ナ 河川法、特定都市河川浸水被害対策法
- ニ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- ヌ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、土壌汚染対策法
- ネ 水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法
- ノ 地球温暖化対策の推進に関する法律、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
- ハ 循環型社会形成推進基本法
- ヒ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネルギー法）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）
- フ 資源の有効な利用の促進に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- ヘ 工場立地法
- ホ 電気事業法

- マ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ミ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ム 警備業法、労働安全衛生法、その他各種のビル管理関係法律
- メ 建設業法、建築士法、その他各種の建築資格関係法律及び労働関係法律
- モ 会社法
- ヤ 個人情報の保護に関する法律
- ユ その他関連する法令・規則・通達等

【県・市の条例】

- ア 兵庫県建築基準条例
- イ 兵庫県まちづくり基本条例
- ウ 兵庫県地域安全まちづくり条例
- エ 兵庫県福祉のまちづくり条例
- オ 兵庫県景観の形成等に関する条例
- カ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例
- キ 兵庫県情報公開条例
- ク 兵庫県屋外広告物条例
- ケ 兵庫県暴力団排除条例
- コ 尼崎市建築基準法施行細則
- サ 尼崎市自治のまちづくり条例
- シ 尼崎市の環境をまもる条例
- ス 尼崎市都市美形成条例
- セ 尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
- ソ 尼崎市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例
- タ 尼崎市火災予防条例
- チ 尼崎市火災予防規則
- ツ 尼崎市水道事業給水条例
- テ 尼崎市水道事業給水条例施行規程
- ト 尼崎市下水道条例
- ナ 尼崎市下水道条例施行規程
- ニ 尼崎市情報公開条例
- ヌ 尼崎市情報公開条例施行規則
- ネ 尼崎市暴力団排除条例
- ノ その他関連する条例・規則等

【要綱、基準等】

- ア 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告
- イ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ウ 建築物解体工事共通仕様書
- エ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- オ 公共建築工事積算基準
- カ 建築構造設計基準及び参考資料

- キ 建築設計基準及び建築設計基準の資料
- ク 建築設備設計基準
- ケ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- コ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- サ 建築工事安全施工技術指針
- シ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ス 建設副産物適正処理推進要綱
- セ 官庁施設の基本的性能基準
- ソ 小学校設置基準、小学校施設整備指針、学校施設バリアフリー化推進指針
- タ 尼崎市教育振興基本計画（令和2年度～令和6年度）
- チ 第2次尼崎市教育振興基本計画（令和7年度～令和11年度）
- ツ 学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアル、学校給食調理場における手洗いマニュアル、調理場における洗浄・消毒マニュアル
- テ 学校施設のZEB化の手引き
- ト 学校図書館施設基準、「学校図書館図書標準」の設定について
- ナ 学校環境衛生基準
- ニ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく温暖化防止配慮指針
- ヌ 兵庫県建築物木材利用促進方針
- ネ 尼崎市公共施設等総合管理計画
- ノ 尼崎市学校施設マネジメント計画
- ハ 尼崎市学校施設マネジメント計画（実施計画）
- ヒ 尼崎市公共建築物における木材利用促進に関する方針
- フ 尼崎市地球温暖化対策推進計画
- ヘ 尼崎市みどりのまちづくり計画
- ホ 尼崎市都市美形成計画
- マ 尼崎市都市美誘導基準
- ミ 尼崎市埋蔵文化財取り扱い手引き-令和6年度- No. 10
- ム その他関連要綱及び基準

5 事業予定地の諸条件

（1）立地条件

本事業における事業予定地の用途地域及び各種敷地条件は、次のとおりである。

① 基本事項

所在地	尼崎市下坂部1丁目12番1号	敷地面積	14,397.56 m ²
土地所有	尼崎市	地歴	下坂部小学校建設前は田と墓地
用途地域等	第一種住居地域 / 容積率 200% / 建ぺい率 60%		
高度地区	第3種高度地区		
防火地域	準防火地域		
居住誘導	居住誘導区域		

高さ制限	【高度地区による高さ制限】 高さの最高限度なし 北側斜線による制限 10m+1.25(勾配)、20m+0.6(勾配) 【建築基準法による高さ制限】 隣地斜線 20m+1.25(勾配) 道路斜線 20m+1.25(勾配) 【日影規制】 対象建築物高さ>10m / 規制時間 4時間・2.5時間、基準面高さ4m
道路幅員	東側:次屋第一学校線(最大幅員 5.0m、最小幅員 1.81m) 市道第 543 号線(最大幅員 7.27m、最小幅員 3.63m) 市道第 688 号線(最大幅員 9.8m、最小幅員 6.0m ※学校敷地への進入路部分) なお、市道第 543 号線は建築基準法の第 42 条2項道路に該当する。 西側:潮江学校線(2.72m ※学校敷地への進入路部分) ※道路情報は「地図情報あまがさき」にて閲覧可能↓ https://amagasaki.geocloud.jp/webgis/?bt=0&p=1 ※詳細は、「添付資料3 事業予定地周辺道路現況図」を参照すること。
法規制要件	【開発行為の許可】 尼崎市開発許可基準に基づき、本事業は都市施設の建替整備事業であり、土地の区画形質の変更に該当する工事を予定しないことから開発許可申請は不要である。 【洪水想定浸水区域の指定】 事業予定地は、水防法第 14 条に基づく洪水浸水想定区域(1.0m～3.0m未満)及び高潮浸水想定区域(3.0m～5.0m未満)に指定されている。 そのため、避難所として利用される体育館は2階以上、防災倉庫は3階以上に設置すること。 ※ハザードマップは尼崎市のホームページにて閲覧可能↓ https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/bosai_syobo/hazardmap/021_kouzui_hazardmap.html 【埋蔵文化財包蔵地】 事業予定地は、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地に指定されている。 事業者は、市教育委員会の立会いのもと、埋蔵文化財発掘調査対象範囲での建設工事着手前に埋蔵文化財発掘調査を実施すること。 ※詳細は「添付資料 12 埋蔵文化財発掘調査対象範囲図」を参照すること。 【建築計画に係る関係法令の協議】 本事業にあたっては、上記のほか関係法令等について所管行政庁と十分に協議すること。

② 供給処理施設の状況

事業予定地周辺の供給処理施設の整備状況は次のとおりである。詳細については、事業者自らの責任において関係機関や供給事業者への確認を行うこと。

なお、引き込み方法は、特記がない限り事業者の提案によるものとするが、関係機関との協議により決定すること。

ア 給水

- ・敷地東側の次屋第一学校線にある給水本管より引き込むこと。
- ・防災対策として、直圧式（直結直圧式又は直結増圧式）と受水槽式（耐震性受水槽＋加圧給水ポンプユニット）」の併用とすること。

イ 排水

- ・汚水排水は、尼崎市下水道に接続すること。事業予定地に接道する公道に下水道本管が敷設されている。下水道台帳図は「地図情報あまがさき」にて閲覧可能。
（地図情報あまがさき <https://amagasaki.geocloud.jp/webgis/?bt=0&p=1>）
- ・事業予定地からの雨水排水は、尼崎市の下水道建設課（排水設備担当）等の関係機関との協議を経て、適切に排水処理を行うこと。

ウ 都市ガス

- ・事業予定地東側の次屋第一学校線及び西側前面道路にガス管が敷設されている。
- ・提案する施設配置計画等を踏まえて、関係機関との協議を経て、適切に引き込みを行うこと。

エ 電力

- ・既存校舎は、事業予定地東側の次屋第一学校線に整備された電線施設等から共架を受けている。
- ・提案する施設配置計画等を踏まえて電柱の移設等が必要な場合には、関係機関との協議を経て、事業者の負担において適切に移設・撤去等を行うこと。

（２）敷地条件

事業予定地の敷地条件に関しては、次に示す資料を参照すること。

① 敷地の現況

- 「添付資料 2 事業予定地位置図」
- 「添付資料 3 事業予定地周辺道路現況図」
- 「添付資料 12 埋蔵文化財発掘調査対象範囲図」
- 「配布資料 1 事業予定地敷地測量図」
- 「配布資料 2 既存施設図面」

② 敷地の地質及び地盤

- 「添付資料 4 事業予定地ボーリング柱状図及び既存校舎杭伏図」
- 「配布資料 5 尼崎市立下坂部小学校敷地内地質調査報告書」

(3) 埋蔵文化財包蔵地における発掘調査

事業予定地の一部は、埋蔵文化財包蔵地に該当する。事業予定地における埋蔵文化財包蔵地該当の範囲は「添付資料 12 埋蔵文化財発掘調査対象範囲図」を参照すること。

提案により、埋蔵文化財包蔵地に該当する範囲で建設工事を行う場合は、尼崎市教育委員会事務局社会教育部歴史博物館の発掘調査員の指導、立会のもと「尼崎市埋蔵文化財取り扱い手引き-令和 6 年度- No. 10」に示す必要な手続き及び埋蔵文化財発掘調査等を実施すること。

(4) 整備対象施設の概要

本事業で計画している施設の概要は、次のとおりである。

① 想定学級数及び児童数等

新校舎の予定供用開始年度である令和 12 年度の学級数、児童数、職員数の推計は次のとおりである。

ア 学級数

- ・通常学級：14 学級
- ・特別支援学級：4 学級

イ 児童数

- ・396 人

ウ 職員数

- ・教員：29 人（校長、教頭を含む）
- ・事務員：1 人
- ・校務員：2 人
- ・司書：1 人
- ・サポート職員：1 人
- ・給食調理師：10 人程度

② 想定面積等

- ・新校舎等：9,500 m²程度（児童ホーム及びこどもクラブを含む）とする。
- ・グラウンド：約 5,540 m²（グリーンワールド 300 m²を含む）を目安とする。
- ・駐車スペース：4 台以上（職員・来客用・児童ホーム及びこどもクラブの送迎用）
- ・駐輪場：職員用 44 台程度（屋根付き）
来客用・学校開放用 20 台以上
- ・プール建設予定地※：805 m²

※学校プールは新規整備をしない想定だが、新設が必要となった場合の予定地を下坂部小学校敷地内に確保しておくこと。

③ 諸室構成

下坂部小学校の新校舎等の諸室構成は、次のとおり計画している。

尼崎市立下坂部小学校の整備対象施設の諸室構成

分類	室名・室数
普通教室等	普通教室:14 室、学年活動室:6室 ※床面積は、1室当たり下限を 72 m ² とし、廊下と一体利用するなどゆとりある教育空間を確保すること。
特別支援学級等	特別支援学級:4室、通級指導教室:1室、プレイルーム:1室 ※特別支援学級は、稼働間仕切りで2分割できる構造とすること。
特別教室等	音楽教室:1室、音楽準備室:1室 理科教室:1室、理科準備室:1室 図画工作教室:1室、図画工作準備室:1室 家庭科教室(ランチルーム併設):1室、家庭科準備室:1室 ※音楽教室、理科教室、図画工作教室、家庭科教室は、いずれも準備室を含めた床面積として 128 m ² 程度とするが、学校運営に支障が無ければ床面積の増減の提案を認める。 ※家庭科教室は、被服室と調理室の機能を有する室とすること。 生活科教室:1室 コンピューター教室:1室 専門科目教室:1室 学校図書館:1室 ※学校図書館は 180 m ² を下限とし、ゆとりある施設計画を求めるものとする。 不登校支援室(サポートルーム):1室 多目的室(視聴覚室併用):1室
管理諸室等	事務室:1室、校長室:1室、職員室:1室 印刷室:1室、応接室:1室、放送室:1室 保健室:1室 ※保健室の配置は、運動場及び特別支援学級へのケア動線を優先すること。 教育相談室:2室 ※教育相談室の1室をカウンセリングルームと兼用する。 職員用更衣室(男)(女):各1室、職員用シャワー室(男)(女):各1室 教具室:6室 ※教具室は、各学年に1室設けること。 学校備品等倉庫:2室以上 ※学校備品等倉庫は、各階に1室設けることが望ましい。 育友会(PTA)室:1室、市職員室(校務員室):1室
給食室	給食室:1室 ※給食室は、調理室・洗浄室・下処理室、物資検収室、食品庫、配膳室、更衣室(男)(女)各1室、事務室(休憩室)、給食職員用トイレ(男)(女)各1室、倉庫(物品庫・適宜)を含む
その他諸室	地域コミュニティスペース:1室、地域資料室:1室 開放事務室:1室、給湯室:1室 児童会室:1室、こどもクラブ:1室、児童ホーム:2室 防災倉庫:1室、機械室:適宜、物置:適宜

分類	室名・室数
共用部	昇降口・玄関等(児童・職員・来客兼用):1箇所 トイレ 児童用(男/女+バリアフリー) 職員用(男/女・来客用兼用) だれでもトイレ 特支用シャワー室(手洗い・洗濯機置き場等+だれでもトイレ) 廊下(多目的スペース含む)、階段 ※新校舎が複数棟に分かれる場合は、学校運営に支障がないよう動線に配慮した渡り廊下を設けること。 エレベーター(13人乗り):2基 手洗い場:適宜、給水スポット
体育館	体育館(アリーナ):1室、ステージ(舞台):アリーナに併設 体育館放送室:1室、器具庫:1室
グラウンド	グラウンド:1箇所 ※グラウンドには、120mトラックや遊具、ナイター照明、大型散水を設置すること。 遊具 体育倉庫
屋外付帯施設	中庭、グリーンワールド ゴミ置き場(屋根あり)、屋外倉庫(危険物倉庫) 屋外クールスポット
外構	駐車スペース:4台程度(うち1台分は障がい者用) 駐輪場:職員用 44 台程度(屋根あり)、来客者用 20 台以上 物資搬入スペース:1箇所 校門・通用門 雨水貯留浸透施設等、太陽光発電

④ 学校運営に関する条件

- ア 本事業は、下坂部小学校敷地内での学校運営を継続しながら実施するため、学校運営への影響を最小限に留めた計画となるよう最大限配慮すること。
- イ 本事業期間においては、体育館を継続して利用できる計画とすること。児童は体育館には特別教室棟⑦—2から渡り廊下を通行して体育館へ移動しているため、既存体育館解体までの間、渡り廊下の存置若しくは児童が雨にぬれずに移動できるような対策が望ましい。しかし、児童の安全確保のためやむを得ない場合は体育館への移動動線の変更及び雨天時は傘をさして移動する等、学校運営上の協力を行う。
- ウ 下坂部小学校の学校給食提供は自校調理方式であるが、令和9年1月より尼崎市立学校給食センターからのセンター方式により提供する。この期間、「添付資料5 尼崎市立下坂部小学校施設台帳」に示す「特別教室棟⑦—2」1階の開放施設「クラブハウス」を配膳室として使用するため、新校舎での自校調理方式による給食提供開始まで、既存の「特別教室棟⑦—2」は継続使用すること。
- エ 下坂部小学校は、令和7年度から民間プールを利用した水泳授業の試行実施を行うため、児童が東北門を通して近松線でバスに乗降することを想定して計画すること。

(5) 既存施設の概要

下坂部小学校の既存施設の概要は、次のとおりである。下坂部小学校の立地については「添付資料2 事業予定地位置図」、既存建築物の詳細については「添付資料5 尼崎市立下坂部小学校施設台帳」及び「配布資料2 既存施設図面」を参照すること。

下坂部小学校の既存校舎は、新校舎建替後、全て解体・撤去の対象とする。

尼崎市立下坂部小学校敷地内の既存施設の概要

建物名称	区分	竣工年	構造※1	階数	床面積
管理・普通教室棟	校舎	昭和 12 年3月	RC 造	地上3階	3,053 m ²
便所棟	校舎	昭和 44 年5月	RC 造	地上2階	164 m ²
便所棟	校舎	昭和 41 年5月	RC 造	地上2階	131 m ²
特別教室棟	校舎	昭和 38 年5月	RC 造	地上3階	686 m ²
特別教室棟	校舎	昭和 42 年3月	RC 造	地上3階	694 m ²
体育館	屋体	昭和 42 年3月	RC+S 造	地上2階	890 m ²
管理・普通教室棟	校舎	昭和 46 年8月	RC 造	地上4階	535 m ²
管理・普通教室棟	校舎	昭和 47 年3月	RC 造	地上4階	895 m ²
管理棟	校舎	平成元年 11 月	RC 造	地上1階	94 m ²
給食棟	校舎	昭和 55 年3月	RC 造	地上1階	219 m ²
合計					7,361 m ²

※1 構造区分／RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造

6 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

市は、次の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

- ① 法令等の変更により、業務内容が著しく変更されるとき。
- ② 災害や事故等により、特別な業務内容が常時必要とき、又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ③ 市の事由により、業務内容の変更が必要とき。
- ④ その他業務内容の変更が必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

- ① 市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。
- ② 要求水準の変更に伴い、市と事業者は、これに必要な契約変更、サービス対価の支払い額の変更を行うものとする。

7 本要求水準に記載のない事項

本要求水準書に記載のない事項は、法令等を遵守したうえで、事業者の提案とする。

第2 設計業務

1 調査・設計業務における基本的な考え方

本事業の設計業務対象施設は、新校舎、体育館、給食室、グラウンド、屋外付帯施設、グリーンワールド、外構、児童ホーム、こどもクラブとする。対象施設の詳細は「添付資料6 設計業務対象施設に係る要件」に示すとおりとする。

(1) 意匠計画の考え方

尼崎市では、景観法に基づく「尼崎市都市美形成計画」で建築物等の配置形態、意匠、外壁の色彩、緑化などの都市美誘導基準等を設けている。本事業は、事業予定地が第一種住居地域内であり、かつ 1,000 m²以上の建築面積が想定されることから、景観形成基準が適用されることに留意すること。

① 機能配置・ゾーニング

各諸室の用途によるゾーン分けは以下のとおりとする。同一棟に複数のゾーンが混在する提案も可能とする。

ア 地域開放ゾーン

- (a) 学校と地域が連携・協働していくための共創空間として、地域開放を想定する地域コミュニティスペースや一部諸室を地域開放ゾーンとして整備すること。
- (b) 地域開放ゾーンには、グラウンド、体育館、地域コミュニティスペース、地域資料室、学校図書館、多目的室、開放事務室、給湯室を配置すること。
- (c) 学校専用ゾーン及び児童ホームゾーンとの動線やセキュリティ上の区画が明確に分けられ、学校運営に支障がない場合に限り、上記の諸室以外の特別教室等の地域開放を行う提案も認める。
- (d) いずれの諸室も学校教育上支障のない放課後及び土日祝での地域開放を前提とする。

イ 学校専用ゾーン

- (a) 地域開放を予定しない普通教室や特別支援学級、特別教室等のほか、職員室等の管理諸室は、セキュリティ対策の視点から学校関係者のみが利用する学校専用ゾーンとして整備すること。
- (b) 学校専用ゾーンのトイレ等の共用部は児童ホーム利用者と共用することも可とする。

ウ 児童ホームゾーン

- (a) 児童ホーム及びこどもクラブは、児童や指導員を含む教職員、送迎する保護者等が利用する児童ホームゾーンとして整備すること。児童ホームゾーンを独立棟とする提案は認めないため、学校専用ゾーン若しくは地域開放ゾーンと同一棟とするが、学校専用ゾーンについては土曜日や長期休暇時等の学校運営を行っていない期間の施設管理の容易さ、地域開放ゾーンについては利用時間が重なることによる児童の安全確保に配慮すること。

② 全体配置・動線

全体配置は、敷地全体のバランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮し、次の項目に留意して、均衡のとれた死角の少ない計画とすること。

ア 施設配置・屋外動線

- (a) 学習環境の向上を図るため、採光、通風等に配慮すること。
- (b) 諸室の利用・管理区分や防犯性の確保に配慮しつつ、施設の効率化及びコンパクト化を図ること。
- (c) 騒音、振動、排気、夜間照明及び日影の影響等、近隣の住宅環境に十分配慮した計画とすること。
- (d) 児童の登下校時の動線、地域住民等が利用する区域（地域開放ゾーン）へのアクセス、車両動線等に配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置とすること。
- (e) 敷地入口から各フロア・諸室までのバリアフリー動線を確保すること。なお、エレベーターについては、特別な配慮を要する児童の利用動線を優先した配置とすること。
- (f) 施設の維持管理及び運営を視野に入れた施設配置とすること。また、効率的なメンテナンス、ランニングコストの抑制及び管理・運営のしやすさに配慮した計画とすること。特に、職員でも屋根等の高所への安全な移動が可能な計画、1階諸室への搬出入に配慮した車両動線等の確保に留意すること。
- (g) 敷地内で地域開放利用者と児童、教職員及び児童ホーム利用者等との動線交差に配慮した建物配置及び動線計画とすること。敷地への入口に関しても学校関係者とは別の動線を整備する等の配慮をすること。
- (h) 本事業において整備される施設により、近隣への電波障害を発生させない規模及び配置とすることが望ましいが、電波障害等が発生した場合、適切な処置を行うこと。
- (i) 将来の児童数の変動、教育内容や教育方法等の変化に伴う什器・備品、ネットワーク機器の変更、学科改編等に対応できる柔軟性のある建築物の構造とする等、施設整備費及び長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの低減に向けた各種の工夫を盛り込むこと。
- (j) プール建設予定地は、校舎からの動線に配慮した配置とすること。また、将来のプール建設（ろ過循環式）に対応できるよう、プール用給水管及び電気の引き込みを行うこと。

イ 屋内動線・諸室等の配置

- (a) 玄関・昇降口は、児童の通学ルートからの距離に留意した配置とすること。
- (b) 規模及び利用形態を勘案して、教育活動を効率的かつ効果的に行うことができ、かつ、緊急時の避難がスムーズに行えるよう、適切に配置及び動線を計画すること。なお、屋内施設は全て上履き利用を前提とする。
- (c) ゆとりをもって通行できるよう廊下幅、階段幅を十分に確保すること。
- (d) 建築基準法他、法令等及び小学校施設整備指針（文科省）を基に設計しつつ、児童にとっても利用しやすい施設となるように工夫すること。
- (e) 普通教室は共用部等に視覚的・空間的に連続性を持った諸室とすること。また、共用部側の壁面等には採光・通風等に配慮すること。

- (f) 特別支援学級は、1 階若しくは2階に配置すること。また、通級指導教室及びプレイルームについては、特別支援学級の近くに配置すること。
- (g) 各教室には、メンテナンス性の向上や避難のためのバルコニー若しくはそれに代わる措置を講じること。
- (h) 地域住民が利用する地域開放ゾーンの諸室の配置は、地域開放利用者が学校専用ゾーン及び児童ホームゾーンに立ち入れないように配慮すること。具体的には、地域開放を想定した動線管理（パイプシャッター等による管理区分の徹底等）に配慮すること。

③ 施設規模、必要諸室及び什器・備品

ア 施設規模及び必要諸室

本事業に必要な諸室は、「第1 5（4）整備対象施設の概要」のとおりとする。なお、「第1 5（4）②想定面積等」に示した新校舎等の延床面積と「添付資料7 必要諸室の諸元表」に示す1室面積及び総面積を基準とし、適切な面積を提案すること。

イ 什器・備品

「添付資料6 設計業務対象施設に係る要件」及び「添付資料8 厨房機器・備品リスト（参考仕様）」に示した什器・備品を、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）に基づき、調達及び配置を行うこと。なお、小学校施設に標準的に必要とされる什器・備品のうち、設置に際して工事を伴う（固定を含む）ものについては、各居室の項目に記載が無くとも整備すること。また、一般的に固定されているもので、提案により可動式を採用する場合も事業者の負担により整備すること。

什器・備品の寸法は参考であり、諸室の形状に応じて適切に計画すること。なお、什器・備品には角や端部のR処理、指はさみ防止、ガラスの飛散防止及び地震時の転倒防止や収納物の飛び出し防止等、安全に十分配慮した対策を施すこと。扉付きの什器・備品には錠を設けること。

本事業で整備を行わない什器・備品については、「第2 1（5）什器・備品計画の考え方」を基に、既存備品の活用及び新規備品の配置レイアウトについて提案を行うこと。なお、これらの什器・備品については、本業務での提案結果を基に、本事業とは別途、移設及び配置を行うことを予定している。事業者は、これらの什器・備品が適切に配置できるよう考慮すること。

④ 仕上げ計画

ア 共通

仕上げ計画は、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても考慮し、清掃及び管理が実施しやすい施設となるよう配慮すること。特に外装は、使用材料や断熱方法等を十分検討し、長期間使用可能で、耐久性のある仕上げとすること。

また、使用材料は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による「学校環境衛生基準」（平成21年文部科学省告示第60号）に基づいて、健康等に十分配慮し、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時にお

ける環境汚染防止に配慮すること。仕上げ方法等の選定に当たっては、原則として「建築設計基準、建設設計基準の資料」（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課、令和6年改定）に記載されている項目の範囲を参考とすること。

イ 外部仕上げ

建築物外部の仕上げは、次の点に留意すること。

- (a) 漏水を防ぐため、屋根及び外壁面について十分な防水措置を講じること。特に、排水しにくい屋根部分、設備配管等と周囲とのジョイント部分、各種シール部分等は、漏水を防止する措置を講じること。なお、極力耐用年数の長い金属屋根とするなど、ライフサイクルコストの縮小に配慮した仕上げとすることが望ましい。
- (b) 積雪、大雨や台風等による風水害に耐え得る構造とし、これらによる屋根部の変形に伴う漏水に十分注意すること。
- (c) 鳥類、鼠族及び昆虫の侵入並びにそれらの住み着きを防ぐ構造であること。

ウ 内部仕上げ

建築物内部の仕上げ（天井、床、内壁、扉、窓等）は、次の点に留意すること。

- (a) 木質系材料の特質である「温かみ、柔らかさ、ぬくもり、癒し効果」等を活かし、潤いと安らぎのある空間として、床や腰壁には木材を採用することが望ましい。
- (b) 木材については、維持管理等に配慮しながら県産材を使用するように努めること。
- (c) 壁・床の仕上げ材は、各種活動内容を考慮し適切に選定すること（耐水性、耐薬品性、耐熱性、耐摩耗性、防汚性等）。なお、消火器等については壁面に埋込むことを基本とし、突起物がないよう計画すること。
- (d) 可動間仕切り壁は、収納が容易（収納時は壁面に納める等、目立たぬよう工夫すること。）で、たわみや緩み等の変形が生じにくく、かつ、防音性に優れたものとする。

⑤ サイン計画

サイン計画は、次の点に留意すること。なお、表示内容等については、設計業務段階において市に確認すること。

- (a) 外構及び建物内には、統一性があり、空間と調和したサイン計画を行うこと。
- (b) サインは、本施設の利用者が施設（外構及びその他の敷地への全ての動線を含む。）を不自由なく安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの観点から認知が容易であるものとする。
- (c) 敷地出入口には、現在地及び施設の出入口の位置等の案内表示を含む施設の案内板を設置すること。
- (d) 施設の出入口や階段の近傍などの分かりやすい位置にフロア案内サインを設置すること。1階には全フロアの案内サイン、そのほかの階には当該階の案内サインを設置すること。
- (e) 学校関係者が利用する昇降口附近には、多言語対応として英語、中国語、ベトナム語、ネパール語に対応した全フロアの案内サインを設置すること。
- (f) 各室名は、分かりやすく表示する等、適切にサイン計画を行い、室名称のサインは全ての部屋に設けること。

- (g) 普通教室のサインは、クラス配置の変更に対応できるよう着脱式とし、予備も見込むこと。
- (h) 突き出しサインを設置する場合は、衝突の危険がないよう設置高さに留意すること。
また、児童のいたずらにより破損、落下しない頑丈な仕様とすること。
- (i) 敷地内及び施設内部に、必要に応じ、注意書きの標識等を設置すること。
- (j) 建物外壁及び主要な敷地出入口には校名サインを設置すること。

⑥ 外構計画

外構計画は、次の点に留意すること。

- (a) 校舎やグラウンドのメンテナンス、学校給食物資や実習材料の搬出入等、駐車場以外の車両動線にも留意した舗装とすること。
- (b) 植栽計画は関係条例に適合することを前提とするが、新規に計画する樹木は極力高木を避け、管理しやすい樹種を選定すること。
- (c) 雨水の処理は、水たまりや冠水が起きないように計画すること。
- (d) プール建設予定地は、プール建設を行わない期間において、児童等の活動の空間となるように適切に舗装を行うこと。

その他要件は「添付資料 6 設計業務対象施設に係る要件」による。

⑦ 地域性・景観性

地域及び周辺環境との調和を図りつつ、地域から親しまれ、愛される景観を創ること。建物は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感があり、「学び舎」として親しみのあるデザインとすること。なお、自然換気のため窓には網戸を設置すること（網戸は落下防止策を講じること）。周辺環境への対応としては、本施設が閑静な住宅地に近接していることを考慮し、視覚的な圧迫感等を和らげるよう配慮すること。

また、建設工事期間中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。

⑧ 環境保全・環境負荷低減

市は「2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す」との政府方針を受け、「尼崎市気候非常事態行動宣言」の中で 2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会を目指すことと併せてゼロカーボンシティの表明をしている。

本施設には、ゼロカーボンシティ実現に向けて、高断熱化や庇等の日射調整及び自然採光・通風などによる設備負荷低減、環境への負荷の少ない設備やカーボンニュートラルに配慮した製品等の導入を積極的に行うこと。また、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物（ZEB-Ready 以上）とし、認証を取得すること。

(2) 構造計画の考え方

本施設の構造計画は、次の適用基準に基づいて計画し、建築基準法によるほか、日本建築学会諸基準、「2020 年版建築物の構造関係技術基準解説書（2018 年追補収録版）」（国土交通省住宅局建築指導課他編集）及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及

び同解説」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和3年版)等に準拠すること。なお、これらの基準等の見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。

① 施設の建築構造体の耐震安全性の分類

本施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」のⅡ類とする。

② 施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類

本施設の非構造部材の耐震安全性能分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」のA類とする。

③ 建築設備の耐震安全性の分類

本施設における設備の耐震対策は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」の乙類とする。

また、将来の間取り変更に対応できるよう耐震壁の配置等を工夫した構造計画とするなど、建物の長寿命化にも配慮すること。

(3) 設備計画の考え方

設備計画は、「建築設備計画基準」及び「学校環境衛生基準」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、空気調和・換気設備及び給排水衛生設備の計画を行うこと。

① 共通

- (a) 諸室に必要な設備は「添付資料6 設計業務対象施設に係る要件」、「添付資料7 必要諸室の諸元表」及び「添付資料8 厨房機器・備品リスト(参考仕様)」を参照し、適切な設備を見込むこと。
- (b) 更新時及びメンテナンス時の効率性等を考慮した計画とすること。
- (c) 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、二酸化炭素排出量、ランニングコストを抑えた設備とすること。
- (d) 設備機器の更新、電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備及び配電盤内に電灯及び動力の予備回線を計画すること。
- (e) 将来の設備更新・増加の可能性を踏まえ、PS、EPSの予備スペースや躯体の予備スリーブを確保すること。
- (f) 凍結防止対策を適切に講じること。
- (g) 各種スイッチやコンセント位置は使い勝手に十分配慮して計画すること。

② 電気設備

ア 幹線・動力設備

- (a) 幹線経路は今後の運用・拡張性を考慮し、ケーブルラック等で敷設すること。

イ 照明・電灯設備及びコンセント設備

- (a) 照明器具、コンセント等は、児童の事故防止のため設置高さなどに配慮の上、各諸室の用途に応じた形式・容量や照度を確保し、必要な配管配線工事及び幹線工事を行うこと。非常用照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置すること。また、重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。
- (b) 照明器具は、原則として全て LED 照明とし、容易に交換ができるよう配慮すること。入手困難な電球、電池等を使用しないこと。
- (c) 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- (d) 自然採光を積極的に取り入れるなど、照明負荷の削減について、十分配慮した計画とすること。また、昼光を利用した照明制御や、人感センサーでの照明制御などを導入し、省電力化を図ること。
- (e) 点滅の細分化を行うなど、間引き点灯が可能な計画とすること。
- (f) 各室において、照明の一括管理ができるようにすること。また、職員室等においてもすべての照明や電源の一括管理ができよう計画すること。また、コンセントは前面、背面のどちらにも配置すること。普通教室内には、ICT 用コンセントは別回路として設ける。必要ならば、特別教室、管理諸室等にも設置を検討すること。
- (g) 各教室に分電盤を設けること。なお、家庭科教室、理科教室、図画工作教室の電源は、専用分電盤を各準備室に設け、それぞれの実習室単位（例えば図画工作教室と図画工作準備室で一つの単位とする）で電源の管理が行えるよう整備すること。
- (h) 照明器具には、必要に応じて電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置を設けること。ただし、電球等の取替えや清掃が容易にできるよう工夫すること。
- (i) 照明設備は職員室から遠方発停制御が可能であること。
- (j) 屋外コンセントを適切に配置すること。
- (k) 太陽光発電の蓄電池からの出力電源は必要な部屋の照明・コンセントに接続する。
- (l) 蓄電池と接続されたコンセントは、通常のコンセントと区別できるようにすること。
- (m) ミマモルメの専用ブレーカを準備すること。
- (n) 避難所対応として、体育館に電源を確保すること。
- (o) 必要諸室の電源負荷は、「添付資料 11 必要諸室に少なくとも接続する電気負荷」を参考に設置すること。

ウ 情報通信設備

- (a) 情報通信のネットワーク対象施設（「添付資料 7 必要諸室の諸元表」において、有線 LAN 用の配管配線及び情報コンセント（POE 機能を持った中継 HUB を含む。）を設けること。また、FW、スイッチやアクセスポイント等を設けて無線システムが利用できるよう整備すること（アクセスポイントの機器の調達及び設置、有線 LAN の配線等含む）。
- (b) アクセスポイント設置個所への電源コンセント敷設及び POE（HUB）による給電を可能とすること。
- (c) ネットワーク技術の進歩に対応した配線交換が容易な設備を設置すること。
- (d) 配線仕様は、提案時点の最新のもので計画すること。
- (e) インターネットに接続可能な光通信回線が複数引き込み可能な配管工事を行うこと（将来的な OA 拡充にも対応可能なように整備すること）。
- (f) 各普通教室には、端末を保管できる充電保管庫の設置スペースを設けること。
- (g) 校舎内 LAN の基幹線の通信速度は CAT6A(10Gbps) とすること。
- (h) 新校舎に設置を想定している機器は以下のとおり。数量、機種、配線等に関しては、

学校 ICT 推進担当と協議を行うこと。

FW（ファイアウォール） FortiGate 100F

基幹 L3 スイッチ 8 ポート 10GB ネットワークスイッチ MXG-ML8THPoE+

フロア L2 スイッチ 24 ポート ネットワークスイッチ GA-ML24TCPoE+

無線アクセスポイント ACERA1320

エ 誘導支援・インターホン設備

- (a) インターホンは、無線 IP 電話システムで構築すること。
- (b) 多目的トイレに緊急呼出ボタンを設け、異常があった場合に職員室に異常を知らせる表示盤を設置すること。

オ 電話設備、校内放送設備及びテレビ受信設備

- (a) 校内放送設備及びテレビ放送受信設備の設置並びに配管配線工事を適切に行うこと。
(将来用 CATV 対応配管も設置すること。)
- (b) 電話設備は、空配管を敷設すること。停電時に電話設備用電源を確保すること。
- (c) 校内放送設備は、職員室及び放送室から校舎内、体育館内及びグラウンド等に放送可能な設備を整備すること。
- (d) グラウンドにレピータ盤を設置するなど、各種イベントに対応可能な設備を整備すること。
- (e) 近隣への影響を考慮し、グラウンド、駐車場、駐輪場への校内放送は、校舎内の放送と区別できる仕組みとすること。
- (f) 時計設備は保守メンテナンスを考慮すること。(校舎・体育館・グラウンド用等)
- (g) 各棟、各階に端子盤を設け集約し、保守メンテナンスを考慮すること。加えて、将来用のスペースは確保すること。

カ 受変電設備

- (a) 受変電設備は、維持管理に配慮して計画するとともに、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和 2 年 6 月 国土交通省住宅局建築指導課 経済産業省産業保安グループ電力安全課）」に基づき、建物 2 階以上への設置など、浸水被害を踏まえた対策を施すこと。
- (b) 分電盤においては、電子機器等への被害防止のため、落雷対策を講ずること。
- (c) 使用電力量（一般照明、空気調和設備等による使用電力を含む。）を見える化し、使用状況を確認できるような設備を設置すること。モニター出力、データ出力を可能とすること。
- (d) 将来のトランス・ブレーカの増設及びサイズアップに考慮すること。加えて、キュービクル等の機器の搬入経路・配線ルートの変更増設を考慮すること。
- (e) 引込柱からキュービクルまでのルートに予備配管を用意すること。
- (f) 職員室内でデマンド監視ができるように検討すること。

キ 太陽光発電設備

- (a) 太陽光発電設備（蓄電池付）を設置すること。
- (b) 電気使用量の見える化を図るため、発電量・電気消費量をモニター出力及びデータ

出力できるものとする。

ク 防犯・入退室管理設備

- (a) 校門に、インターホン（カメラ付き）及び電子施錠装置を設置し、職員室、給食室、児童ホーム、こどもクラブにて確認及び解除できるように必要な設備機器の設置や配管配線工事を行うこと。
- (b) 機械警備設備（別途工事）ができるようにセンサー用配線ルートを確保すること。
- (c) 職員室内に緊急通報設備（県警ホットライン）を設けること。
- (d) 不審者侵入に対し校内で認識し対応できるシステムを構築すること。

③ 空調換気設備

ア 空調設備

- (a) 原則として、空調（冷暖房）設備は「添付資料 7 必要諸室の諸元表」に示す諸室を対象とする。
- (b) 各諸室の空調設備は、その用途及び目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。ゾーニングや個別空調の考え方について、災害時対応も含めて最適なシステムを提案すること。
- (c) 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努めること。
- (d) 体育館等の大空間は居住域空調とするなど、ランニングコストに配慮すること。また、防球等の対策については、特に更新性に配慮すること。
- (e) 各諸室のほかに、職員室ですべての空調設備を集中管理できるものとする。
- (f) 昇降口等の大空間は、自動的に自然換気が図られる等、夏の高温防止対策を講じること。
- (g) 冷暖房設備は、教室内の温度差が出ないように送風機等による空気循環を考慮するとともに、省エネやランニングコストに配慮すること。
- (h) 修理、更新に要する費用や時間を低減するため、空調機器は汎用品を選定すること。
- (i) リモコン取付位置は、利便性や諸室用途を考慮した位置とすること。

イ 換気設備

- (a) 各諸室の換気設備は、その用途及び目的に応じた換気システムを採用し、シックスクール対応に十分配慮すること。また、全熱交換器や CO2 濃度センサー（制御）機能等による省エネを考慮し、最適なシステムを提案すること。
- (b) 給排気口は、粉塵・害虫・雨水の侵入を防止する構造とすること。
- (c) 外気を取り込む換気口には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換及び取付けが容易に行える構造のものとする。
- (d) 体育館等の大空間は、夏季の空調負荷低減や空調を使用しない中間期の室内環境に配慮した換気対策を講じること。
- (e) 機械換気音に関して近隣への配慮に努めること。
- (f) リモコン取付位置は、利便性や諸室用途を考慮した位置とすること。

ウ 自動制御設備

- (a) 空調設備及び換気設備は、職員室から遠方発停、電源管理、温度管理、スケジュール設定等ができるものとする。

④ 給排水衛生設備等

ア 共通

- (a) 屋外埋設配管は必要最小限となるよう計画すること。
- (b) ピット内配管はメンテナンス性を考慮した計画とすること。また、ピットは人通孔、手すり、連通管、給気管等を適切に設けるとともに、結露対策として防水仕様、排水設備、換気設備を設けること。

イ 給水設備及び給湯設備

- (a) 直圧式（直結直圧式又は直結増圧式）を基本とし、貯水機能付き給水管を設けること。また、水理計算の上、必要な範囲は受水槽式（耐震性受水槽＋加圧給水ポンプユニット）を併用し給水するものとして最適なシステムを提案すること。
なお、受水槽は緊急遮断弁及び非常用給水栓を設け、児童のいたずら防止のため周囲をフェンス等で囲うとともに、災害（浸水）時を想定して適切な対策を講じること。
- (b) 受水槽容量は下記の計算式より算出し、適切な受水槽容量を提案すること。

$$\begin{aligned}\text{受水槽容量}[\ell] &= \frac{\text{1日の使用水量}[\ell]}{\text{1日当りの使用時間}[\text{h}]} \times 4[\text{h}] \\ &= \frac{\text{1人当りの給水量}[\ell/\text{日}] \times N}{8[\text{h}]} \times 4[\text{h}] \\ &\text{※・1人当りの給水量(教職員・児童)} = 20[\ell/\text{日}] \\ &\text{・}N = \text{教職員・児童数} \\ &\text{※・給食室を含む場合は児童1人当りの給水量} = 10[\ell/\text{日}] \text{加算}\end{aligned}$$

- (c) 原則として、給水設備及び給湯設備は「添付資料7 必要諸室の諸元表」に示す諸室を対象とすること。
- (d) グラウンドの散水栓、給水スポット等の飲料水としての利用を想定する給水設備は、直圧式での給水とすること。
- (e) トイレ及び廊下手洗いの水栓は自動水栓とすること。なお、停電時でも利用できるよう掃除流し（スロップシンク）は手動水栓とする。
- (f) メンテナンス性及び非常時においても学校運営への影響が少なくなるよう考慮し系統バルブを適宜設けること。
- (g) 水道工事に当たっての分担金等を負担すること。ただし、できる限り既存設備を活用する設計とすること。

ウ 排水設備

- (a) 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続すること。なお、排水に関しては、自然流下によることを基本とし、ポンプによる圧送はできる限り行わないこと。
- (b) 必要に応じて、グリーストラップやプラスチックトラップ等の阻集器を設けること。阻集器は防臭蓋とし、床面の水や砂埃等が流入しない構造とすること。
- (c) ドレンは排水桝へ排出されるよう計画すること。
- (d) 敷地内は分流とし、汚水及び雑排水系統と雨水系統をそれぞれ独立して計画すること。各系統は最終排水桝で合流させ適切に下水道と接続し排水すること。

エ 衛生器具設備

- (a) 衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具及び機器を採用すること。
- (b) 衛生器具類は、さまざまな年齢の児童にも使いやすいものとし、かつ、節水型の器具を採用すること。
- (c) 大便器は全て洋式とし、だれでもトイレ、配慮者利用を想定した大きめの便所ブース、及び特別支援学級近傍の大便器は暖房・洗浄機能付き便座とすること。ただし、将来的に全ての大便器に洗浄機能を導入することを想定し、電源の確保と給水の分岐管を設置すること。
- (d) 小便器は低リップ型の自動洗浄機能付きとすること。
- (e) トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。
- (f) トイレレイアウトについては「添付資料 10 尼崎市学校トイレ標準プラン」を参考すること。

オ 雨水利用設備

- (a) 環境に配慮し、グラウンド散水設備の給水は雨水を再利用した中水の利用を検討すること。

(4) 防災安全計画の考え方

① 安全性の確保

- (a) 地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とし、浸水対策、強風対策及び落雷対策に十分留意すること。また、火災発生時の避難安全対策にも配慮すること。
- (b) 新校舎については、可能な限り災害発生時の被害を最小限に抑えられるように工夫すること。
- (c) このほか、吹抜け等の落下の危険が予想される箇所については、安全柵やネット等を設け、十分な安全性を確保すること。ガラス面は、窓の落下防止対策の実施や、強化ガラス及び飛散防止フィルムを採用すること等により安全性を確保すること。
- (d) トイレ・階段の手すりや誘導ブロックを関係法令に則り適切に設けること。なお、誘導ブロックは階段・スロープの上下及び敷地出入口から来客玄関までの経路に必ず敷設すること。
- (e) その他関係法令等に基づき、必要な各種消防用設備等を設置すること。

② 災害時対応

- (a) 災害発生時等に利用できるよう、防災倉庫を設置すること。
- (b) 災害発生時における避難所としての利用を想定すること。
- (c) 既存の応急給水栓及びマンホールトイレ（災害用緊急トイレ）は、事業期間中及び新校舎供用開始後においても災害発生時に利用できるよう配慮すること。

なお、事業者の提案により応急給水栓又はマンホールトイレの移設が必要となる場合は市と協議の上、決定すること。その際、応急給水栓移設は事業者、マンホールトイレ移設は、尼崎市公営企業局下水道建設課が行う。

（５）什器・備品計画の考え方

什器・備品は、児童及び教職員にとって、機能的、快適かつ経済的な什器・備品の計画を策定することを目的に、什器・備品等の廃棄処分・新規調達に向けたレイアウト計画及び、概算経費等の算定を行うこと。

既存施設の什器・備品等の調査は、本事業において事業者が調査し、その結果を元に計画を行うこと。

① 既存施設の什器・備品の物品調査

- (a) 既存施設の什器・備品の規格及び数量等を調査し、既存物品の継続使用の可否を判断する。

② 什器・備品レイアウト計画の策定

ア レイアウト図の作成

- (a) 配色等により、継続使用を行う備品・新規調達を行う備品の区別を明確にしてレイアウト図を作成する。

イ 新規調達備品仕様書の作成

- (a) 既存備品の継続使用の可否を判断した上で、新規調達を行う備品を選定すること。
- (b) その際、本施設と調和したものを選定すること。
- (c) 提案を基に、市と調整の上で決定すること。

ウ 費用の算出

- (a) 継続使用を行う既存備品の概算引越し費用を算出する。
- (b) 新規調達を行う備品の概算調達費を算出する。

③ その他

- (a) 本業務で計画する什器・備品は、既製品の調達を基本とするが、事業者の提案により、同等以上の備え付け等による什器・備品を設置してもよいこととする。
- (b) 児童及び教職員にとって機能的で快適、且つ、経済的な観点、及び、安全性に十分な配慮を行うこと。
- (c) 市は、必要に応じて、業務遂行に必要な資料を提供する。

2 設計業務実施に係る要求内容

(1) 業務の対象範囲

設計業務は、本施設を対象とし、その設計については、本要求水準書、提案書類及び事業契約書に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。

- (a) 事業者は、設計業務の着手に当たり、設計業務の内容やスケジュール等を示した、「設計業務計画書」を作成し、これをもとに市と協議し業務の目的を達成すること。
- (b) 事業者は、業務の進捗状況に応じ、市に対して定期的に報告を行うこと。
- (c) 事業者は、業務の実施において市及び下坂部小学校等の関係者と十分に協議を行い、本施設の利用者等の要望にできる限り応えられるよう設計すること。
- (d) 事業契約締結後、速やかに電波障害調査を行い、できる限り電波障害が生じない設計とするとともに、やむを得ず電波障害が発生する場合には、市と協議の上、必要な対応を講じること。
- (e) 市から提供する資料で不足する場合には、事業者は自らの判断により、必要な現況測量、地盤調査、樹木調査等を行うこと。これらの調査に要する費用は、事業者の負担とする。
- (f) 解体設計時に、「配布資料2 既存施設図面」及び「配布資料3 下坂部小学校アスベスト含有分析調査業務委託報告書」を参照し、法令等に従って必要なアスベスト調査を実施すること。なお、アスベスト調査は解体・撤去範囲における石綿セメント管の調査を含み、市から提供する資料及び事業者自らの責任において関係機関や供給事業者への確認を行ったうえで実施すること。
- (g) 事業者は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）令和4年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、一般社団法人公共建築協会編集・発行）に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を実施するものとする。
- (h) 事業者は、校舎の必要面積や多目的スペースに係る加算等の国庫補助金の要綱に示される諸条件を踏まえ、国庫補助を最大限に活用した設計とすること。
- (i) 事業者は、児童及び教職員にとって、機能的、快適かつ経済的な什器・備品の計画を策定することを目的に、現状の調査、備品等の廃棄処分・新規調達等の計画及び、概算経費等の算定を行うこと。
- (j) 事業者は、各種申請等に係る関係機関との協議内容を市に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。
- (k) 事業者は、市が別途発注し施工を行う事業者等（ICT（行政支援システム、図書館システム、ケーブルテレビ、ギガスクール（実装））、電話、機械警備、登下校見守りシステム等）と協議を行い、協議内容を市に報告するとともに、必要な空配管等を設計すること。
- (l) 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法については、市の指示を受けること。また、図面は、工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- (m) 市が市議会や市民等（近隣住民並びに本校の職員、保護者及び児童を含む。）に向けて設計内容に関する説明を行う場合や、国庫補助金の申請等を行う場合等においては、市の要請に応じて説明用や申請用等の資料を作成し、必要に応じて説明や申請等に関する協力を行うこと。

- (n) 事業者は、本事業の着手に先立ち、自らの提案内容に基づいて新校舎の設計及び配置計画や事業スケジュール、近隣住宅の生活環境への影響及び対応策等について、住民説明会を開催すること。なお、市は住民説明会に立ち会う。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、本施設のそれぞれの引渡し予定日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については、事業者の提案に基づき事業契約書に定めるものとする。

事業者は、関係機関と十分協議し、市及び本校との協議に係る期間も考慮した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に実施できるよう設計業務期間を設定すること。

(3) 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理

事業者は、設計業務の管理技術者を配置し、組織体制を整備して設計着手前に次の書類を提出すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

- (a) 工事設計業務着手届 3 部
- (b) 設計担当者届 3 部
- (c) 主任担当者経歴書（業務主任担当者及び各主任担当者別に作成すること。） 3 部
- (d) 担当技術者・協力技術者届 3 部
- (e) 再委託申請書 3 部
- (f) 設計工程表 3 部

(4) 設計計画書及び設計業務完了届の提出

事業者は、設計着手前に詳細工程表を含む設計業務計画書を作成し、市に提出して承諾を得ること。なお、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて設計業務完了届を提出するものとする。

(5) 各種申請業務

建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。

なお、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和6年11月1日施行）の施行に伴い、国等の建築物の計画通知について、指定確認検査期間による審査等が可能になるが、本事業の計画通知手続きにおいては、従来の公共施設整備事業と同様に、必要な計画通知図書等を市に提出すること。

(6) 基本設計及び実施設計に係る書類の提出

基本設計終了時及び実施設計終了時に次の書類を提出すること。市は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。

提出図書は全てのデジタルデータ（CAD データも含む。）も提出すること。なお、提出時の体裁、部数等については、次の内容を基準に別途市の指示するところによる。

また、事業者は、次の書類に加え、適宜、仮設計画図等を作成し、工事期間中の学校運営への影響について逐次市及び本校に説明すること。

① 基本設計

(a) 建築（総合）基本設計図書	2 部
(b) 建築（構造）基本設計図書	2 部
(c) 電気・機械設備基本設計図書	2 部
(d) 透視図	2 部
(e) 既存備品の継続使用可否判定基準書	2 部
(f) 既存備品リスト	2 部
(g) 文書量及び図書に関する引越し物量調査書	2 部
(h) 工事費概算書	2 部
(i) 要求水準書との整合性の確認結果報告書	2 部
(j) 事業提案書との整合性の確認結果報告書	2 部
(k) 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)目標値報告書	2 部
(l) その他必要資料	2 部
(m) 上記全てのデジタルデータ	一式

② 実施設計

(a) 建築（総合）設計図	2 部（製本）
(b) 非構造部材計算書	2 部
(c) 建築（構造）設計図	2 部（製本）
(d) 電気設備設計図・設計計算書	2 部（製本）
(e) 非常照明の計算書及び照度分布図	2 部
(f) 機械設備設計図・設計計算書	2 部
(g) 計画通知図書（各種届出書一式）	2 部
(h) 什器・備品レイアウト計画図	2 部
(i) 新規備品調達仕様書	2 部
(j) 透視図（外観・内観パース）	一式
(k) 工事費概算書	2 部
(l) 工事費積算数量算出書・積算数量調書（建築工事・電気設備・機械設備）	2 部
(m) 見積書等関係資料・単価資料	2 部
(n) 営繕工事積算チェックマニュアル・チェックリスト、チェックシート（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）	2 部
(o) 防災計画書	2 部
(p) 建築物エネルギー消費性能確保計画	2 部
(q) 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画	2 部
(r) 省エネルギー関係計算書	2 部
(s) 概略工事工程表	2 部
(t) 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価書	2 部
(u) BELS 評価書	2 部
(v) 各調査報告書（電波障害・現況測量・土質調査等）	2 部
(w) 要求水準書との整合性の確認結果報告書	2 部

(x) 事業提案書との整合性の確認結果報告書	2 部
(y) その他必要図書（各種許認可等の書類の写しを含む。）	一式
(z) 上記全てのデジタルデータ	一式

（7）設計業務に係る留意事項

市は、設計の検討内容について、事業者から必要に応じて随時聴取することができるものとする。なお、事業者は、作成する設計図書及びこれに係る資料並びに市から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

（8）設計変更について

市は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設の設計変更を要求することができる。この場合、当該変更により事業者に追加的な費用（設計費用のほか工事費、将来の維持管理費等）が発生したときは、市が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

第3 建設・工事監理業務

1 建設・工事監理業務に係る要求内容

(1) 業務の対象範囲

事業者は、本要求水準書、提案書類、事業契約書及び設計図書に基づいて、本施設の建設・工事監理を行うこと。

(2) 業務期間

建設・工事監理業務の具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき事業契約書に定めるものとする。

(3) 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め市と事業者が協議して決定するものとする。

(4) 建設・工事監理業務における基本的な考え方

- (a) 事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理のために必要となる業務は、事業契約書において市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- (b) 建設工事に当たって必要な関係機関との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。
- (c) 事業者は、着工に先立ち、工事工程や作業内容等について住民説明会を開催すること。なお、市は住民説明会に立ち会う。

(5) 工事計画策定に当たり留意すべき項目

① 一般事項

- (a) 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
- (b) 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や本校の学習環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- (c) 近隣住民への対応について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- (d) 近隣住民や本校職員等に対しては、工事内容を十分に周知して理解を得るとともに、作業時間についても了承を得ること。
- (e) 本校の体育館が使用できない期間が発生しない計画とすること。
- (f) 学校給食をセンター方式により提供する令和9年1月から新校舎での自校調理による給食提供開始までの期間は、「添付資料5 尼崎市立下坂部小学校施設台帳」に

示す「クラブハウス」に整備する配膳室を継続使用できる計画とすること。

- (g) 本校のグラウンドが使用できない期間の短縮や、部分的に使用可能なエリアの確保等、安全性に配慮しつつ、本校のグラウンドを可能な限り利用できるよう考慮した計画が望ましい。
- (h) 工事期間中は事業予定地内での学校運用が継続している既存校舎の利用者動線に配慮し工事動線を計画すること。
- (i) 事業予定地内にある既存体育館は工事期間中も利用できる計画とし、校舎からの安全な動線を確保すること。

② 作業日・作業時間

- (a) 工事の作業日・作業時間については、下記の考えを目安とするが、工事着手前に市、近隣等と十分に確認・調整を行い、対応を決定するものとする（近隣等の協議により、変更される可能性があることに留意すること。）。
- (b) 工事車両等の搬入出は、登下校時間を避けるよう配慮すること。なお、登校時間は午前7時50分から午前8時30分、下校時間は午後2時45分頃から午後4時頃であるが、建設工事期間中は授業時間を変更する可能性がある。
- (c) 作業時間は、概ね午前8時から午後6時までを基本とするが、詳細は協議の上、決定すること。
- (d) 大きな騒音・振動を伴う作業は、午前9時から午後5時までとする。
- (e) 通勤・通学時間帯での大型車両の通行などは、安全確保に十分配慮すること。
- (f) 土曜日、日曜日、祝日、盆、正月期間は休日とし、作業を行う場合は市と協議すること。
- (g) やむを得ず休日に作業を行う場合は、市の了解を得たうえで、騒音、振動、車両運行等により近隣住民の生活環境に及ぼす影響を配慮し、合理的な範囲の対策を実施しつつ作業を行うこと。
- (h) 休日に作業を行う場合は、音の出る作業を行わない、事前に近隣等に連絡する等、近隣住民に十分配慮して行うこと。
- (i) 学校行事や地域行事に配慮し、作業日時を調整すること。
- (j) 上記で作業を認めている期間及び日時においても、市の判断により作業日時などを制約することがある。

(6) 工事保険等

- (a) 事業者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）などを対象とする建設工事保険及び請負業者賠償責任保険などに加入し、その証書の写しを市に提出すること。
- (b) 建設工事保険の保険金額は、本事業の契約若しくは本事業の契約額のうち市が施工業務にかかる費用であると認めた金額を保証できるものとする。
- (c) 保険期間は工事着工日から工事目的物引渡しの日までとする。
- (d) 工事保険などに必要な一切の費用は選定事業者の負担とする。

(7) 着工前業務

① 近隣調査、準備調査等

- (a) 建設工事の着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等（近隣家屋影響調査を含む。）を十分に行い、近隣住民の理解のもとに、工事の円滑な進行を確保すること。
- (b) 建設工事による近隣住民等への影響を検討し、対応すべき課題があれば適切な対策を講じること。また、工事完了後についても、建設工事による近隣住民等への影響がないか確認すること。なお、近隣の家屋調査は、杭長の2倍の深さを掘削底辺面とし、掘削底辺面から45度の区域を必須とする。
- (c) 近隣住民等への説明等を実施し、工事工程等についての理解を得ること。

② 工事監理計画書の提出

事業者は、建設工事の着工前に、工事監理主旨書（重点監理項目や工事監理のポイント等を記載するもの）及び詳細工程表（総合定例打合せ日程や各種検査日程等も明記すること。）を含む工事監理計画書を作成し、次の書類とともに市に提出して、承諾を得ること。

- | | |
|------------------------|----|
| (a) 工事監理業務着手届 | 2部 |
| (b) 業務主任担当者届（工事監理員名簿等） | 2部 |
| (c) 再委託承認申請書 | 2部 |

③ 施工計画書の提出

事業者は、建設工事の着工前に、詳細工程表を含む施工計画書（既存校舎等の解体・撤去工事に関しては、解体工事施工計画書）を作成し、次の書類とともに市に提出して、承諾を得ること。

【着工前の提出書類】

- | | |
|---------------------------|----|
| (a) 工事実施体制届 | 2部 |
| (b) 工事着工届 | 2部 |
| (c) 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付） | 2部 |
| (d) 承諾願（仮設計画書） | 2部 |
| (e) 承諾願（工事記録写真撮影計画書） | 2部 |
| (f) 承諾願（施工計画書） | 2部 |
| (g) 承諾願（主要資機材一覧表） | 2部 |
| (h) 報告書（下請業者一覧表） | 2部 |
| (i) 各種保険加入証明書 | 2部 |
| (j) 上記の全てのデジタルデータ | 一式 |

※承諾願は、建設業務を行う者が工事監理者に提出し、その承諾を得た後、工事監理者が市に提出するものとする。

(8) 建設期間中の業務

① 建設工事業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従い建設工事業務を実施すること。事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。工事施工においては、次の事項に留意すること。

- (a) 事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を月に1回報告するほか、市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- (b) 事業者は、市と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に市に連絡すること。
- (c) 市は、事業者や建設工事業務を行う者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- (d) 建設工事に伴い残土が発生する場合は、その残土を処分場まで運搬し、適切に処分すること。
- (e) その他、必要に応じて市と協議を行い、授業等に支障のないように計画すること。

② 什器・備品の調達・設置業務

- (a) 設計図書に基づき、「添付資料6 設計業務対象施設に係る要件」及び「添付資料8 厨房機器・備品リスト（参考仕様）」に示す什器・備品の調達・設置及び工事を伴う各種什器・備品の作成及び設置を工事に含めて行うこと。
- (b) 什器・備品の仕様については、「添付資料6 設計業務対象施設に係る要件」及び「添付資料8 厨房機器・備品リスト（参考仕様）」を踏まえ、事業者の提案により決定するものとする。市への自主完成確認報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。

③ 工事監理業務

- (a) 工事監理者は、建設・工事監理業務の期間中、工事監理の状況（施工計画書や施工図等の確認状況等を含む）を月に定期的に（毎月1回程度）報告するほか、市の要請があったときには随時報告を行うこと。
- (b) 市への自主完成確認報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。
- (c) 工事監理業務内容は、「建築工事監理業務委託共通仕様書」によるものとする。

④ 既存校舎等の解体・撤去業務

ア 既存校舎等の解体・撤去工事

- (a) 事業者は、解体工事施工計画書に基づき、既存校舎等を解体・撤去し、関係法令等に規定された方法により、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。また、近隣への騒音や振動には十分配慮すること。解体・撤去業務の対象施設内の廃棄備品の処理については本事業に含むものとする。
- (b) 解体工事に先立ち、害虫及び害獣の駆除を実施すること。
- (c) 解体・撤去の対象は、原則として、「第1 5（5）既存施設の概要」を参照するも

のとし、什器・備品、地中埋設物及び外構等を含む。なお什器・備品（建築物に固着されていないもの等）の一部については解体・撤去工事の着手までに、市が別途、処理する予定である。

- (d) 事業者は、既存校舎等の解体・撤去工事の着工までに、既存施設の図面及び現地を確認した上で、解体・撤去工事の対象範囲、対象物、解体・撤去方法、解体・撤去時期、解体・撤去工事完了後の状態等を明確に記載した解体工事施工計画書を作成し、市の確認及び承諾を得ること。
- (e) 地中埋設物、配管、排水路等の撤去後は、埋め戻しを行うこと。
- (f) 給水本管からの既存引き込み部等、不要な既存インフラ引き込み箇所は適切に撤去・埋め戻し等の復旧を行うこと。
- (g) 既存杭については全て抜杭、処分を行うこととするが、一連の処理に当たっては、市と事前に協議を行うこと。ただし、近隣家屋へ著しい影響が想定される場合など、地中埋設物の撤去に際して支障事項がある場合には協議に応じる。

イ アスベスト対策工事

- (a) 既存校舎等の解体・撤去業務の実施に当たっては、アスベスト処理を適切に行うこと。
- (b) 下坂部小学校のアスベスト調査結果は、「配布資料3 下坂部小学校アスベスト含有分析調査業務委託報告書」を参照すること。また、解体撤去時には、法令等に従い必要となる調査を実施すること。
- (c) アスベストの処理に当たっては、建材の種類に応じて、各種法令に従い適切な対策を行うこと。
- (d) 事業者による調査の結果、既知となっていないアスベスト含有部材が確認された場合にも、適切に処理を行うこと。なお、リスク分担に基づき、既知となっていないアスベスト含有部材の処理に要する費用は市が別途負担する。

ウ その他

- (a) 事業者は、建設工事期間中に「添付資料9 移設対象物位置図」に基づき、記念碑等の移設を行うこと。また、移設対象物の基礎については本事業内で再整備すること。
- (b) 移設方法、場所、時期等については、市と十分協議の上、工事計画に反映すること。

⑤ 施設利用者への安全対策業務

事業者は、工事期間中も本校での教育活動が継続して行われることを十分念頭に置き、本校の利用者の安全を確保するために、次の事項に留意して十分な対策を講ずること。

- (a) 事業予定地外における工事車両との交通災害を未然に防ぐため、児童の通学経路と通学時間帯等の傾向を把握し、工事車両と児童の動線が重複しないよう、車両運行ルート等を計画すること。
- (b) 事業予定地における工事エリアと供用エリアを明確に区分し、施工すること。
- (c) 事業予定地における工事動線と、本校の利用者の動線を明確に分離すること。サイン（方向指示板等）、カラー舗装、保安柵（バリケード、カラーコーン等）、回転灯、注意灯等を適宜活用し、視認性と誘導性を高めること。

(d) 適切に交通誘導警備員等を配置し、利用者を安全に誘導すること。

⑥ 近隣対応・対策業務

事業者は、近隣住民等に対して、次の事項に留意して工事を実施すること。

- (a) 工事中における安全対策については万全を期すこと。
- (b) 工事を円滑に推進できるように、必要に応じて、工事の実施状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- (c) 近隣住民等からのクレーム、要望等に対し、迅速に判断して対処すること。

⑦ 電波障害対策業務

本施設の建設に伴うテレビ電波障害が近隣に発生した場合は、事業者は、自らの負担により、建設工事期間中にテレビ電波障害対策を行うこと。

⑧ その他

原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとするが、市が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

事業者は、工事期間中に次の書類を工事の進捗状況に応じて遅滞なく市に提出すること。

【工事期間中の提出書類】

(a) 工事工程表（全期間及び月間）	2 部
(b) 工事報告書（工事進捗状況報告書）	2 部
(c) 工事監理報告書	2 部
(d) 承諾願（各種施工図）	2 部
(e) 承諾願（機器承諾願）	2 部
(f) 承諾願（残土処分計画書）	2 部
(g) 承諾願（産業廃棄物処分計画書）	2 部
(h) 承諾願（再資源利用（促進）計画書）	2 部
(i) 承諾願（主要工事施工計画書）	2 部
(j) 承諾願（生コン配合計画書）	2 部
(k) 報告書（各種試験結果報告書）	2 部
(l) 報告書（各種出荷証明）	2 部
(m) 報告書（マニフェスト A・B 2・D・E 票）	2 部
(n) その他必要書類	2 部
(o) 上記の全てのデジタルデータ	一式

※承諾願については、建設業務を行う者が工事監理者に提出してその承諾を得た後、工事監理者が市に提出するものとする。

(9) 完成時業務

完成時の業務として、自主完成検査及び完成検査を行うこと。自主完成検査及び完成検査は、次の「① 事業者による自主完成検査」及び「② 市の完成検査」の規定に基づき実施すること。また、事業者は、市による完成検査後に、「③ 完成図書の提出」に基づき必要な書類を市に提出すること。

① 事業者による自主完成検査

- (a) 事業者は、事業者の責任及び費用において、関連する要綱・基準等を踏まえた自主完成検査及び建築設備、備え付け什器、備品等の試運転を実施すること。
- (b) 自主完成検査及び建築設備、備え付け什器、備品等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに市に書面で通知すること。
- (c) 事業者は、市に対して、自主完成検査及び建築設備、備え付け什器、備品等の試運転の結果を、建築基準法第18条に定める検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて報告すること。
- (d) 事業者は、市の完成検査までに関連法令及び基準等に基づき、本施設の状態について、健康で衛生的な環境を確認するため、空気環境測定、照度測定及び水質管理等の各測定を実施すること。

② 市の完成検査

市は、事業者による上記の自主完成検査及び建築設備、備え付け什器、備品等の試運転の終了後、本施設、建築設備、備え付け什器、備品等について、次の方法により完成検査を実施する。

- (a) 市は、建設業務を行う者及び工事監理者の立会いの下で、完成検査を実施し、当該検査の結果を事業者に通知するものとする。
- (b) 完成検査は、市が確認した設計図書との照合により実施するものとする。
- (c) 事業者は、建築設備、備え付け什器、備品等の取扱いに関する市への説明を前項の試運転とは別に実施すること。なお、各建築設備、備え付け什器、備品等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成し、市に提出してその説明を行うこと。
- (d) 事業者は、市の行う完成検査の結果、是正又は改善を求められた場合、速やかにその内容については是正又は改善し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成検査の手続きと同様とする。
- (e) 事業者は、市による完成検査後、是正事項又は改善事項がない場合には、市から完成確認通知を受けるものとする。

③ 完成図書の提出

事業者は、市による完成検査後に必要な次の完成図書を提出すること。また、これら図書の保管場所を校舎内に確保すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途市の指示するところによる。

【完成時の提出書類】

(a) 工事完成届	2 部
(b) 工事記録写真	1 部
(c) 完成図（建築）	一式（製本図 4 部）
(d) 完成図（電気設備）	一式（製本図 4 部）
(e) 完成図（機械設備）	一式（製本図 4 部）
(f) 完成図（昇降機）	一式（製本図 4 部）
(g) 完成図（什器・備品配置表）	一式（製本図 4 部）
(h) 設計意図の説明書	2 部
(i) 備え付け什器・備品リスト・カタログ	各 1 部
(j) 完成調書	1 部
(k) 完成写真	1 部
(l) 要求水準書との整合性の確認結果報告書	3 部
(m) 事業提案書との整合性の確認結果報告書	3 部
(n) その他必要書類	3 部
(o) 上記の全てのデジタルデータ	一式